柏祉障第916号令和5年7月6日

事業者各位

柏市長 太田和美

日常生活用具費 (ストーマ装具・紙おむつ等) 助成制度 の申請方法変更について (通知)

盛夏の侯, 貴職におかれましては, ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。また, 日頃より本市の障害福祉行政につきまして格別の御理解と御協力をいただき, 厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、本市では、ストーマ装具・紙おむつ等助成対象者の申請手続きに係る負担軽減のため、令和5年10月以降分から申請方法等を変更いたします。御多忙中恐縮ですが、下記のとおり御協力くださいますようお願いします。

記

1 主な変更点

(1) 申請の自動更新化

令和5年8月以降に申請書及び見積書を一度提出していただくと年2回の申請書及び見積書の提出が不要となります。令和5年10月以降分から申請が自動更新されます。

※見積書について、次回は令和5年10月から令和6年9月 の1年分で作成してください。

(2) 請求方法

請求書兼委任状を廃止いたします。委任状(別紙4)は、助成開始時に1度提出していただき、新たに請求書(別紙2及び別紙3)の様式をご用意いたしました。今後はこの様式にて請求をお願いいたします。なお、請求書の様式データについては、後日市のホームページに掲載いたします。

2 添付書類

- (1) 日常生活用具費 (ストーマ装具・紙おむつ等) 助成金交付申請書 (別紙1)
- (2) 日常生活用具費 (ストーマ装具・紙おむつ等) 支払請求書 (別紙2)
- (3) 日常生活用具費 (ストーマ装具・紙おむつ等) 支払明細一覧 (別紙3)
- (4) 日常生活用具費 (ストーマ装具・紙おむつ等) 代理受領委任 状兼受任届 (別紙4)
- (5) 助成対象者向け案内文(別紙5)

※助成対象者には、8月上旬に別紙1及び別紙5を送付予定です。 また、9月下旬の決定通知書及び交付券送付の際に別紙4を同封 予定です。

3 問い合わせ先

柏市福祉部障害福祉課福祉サービス担当(担当:大平, 澁谷) 〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号 電話番号 04-7167-1136(直通)